

目黒区雨水流出抑制施設設置に関する指導要領

平成3年3月30日付け目都計第558号制定

(趣旨)

第1条 この要領は、目黒区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱（平成2年11月2日付け目都計第345号決定。以下「指導要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 指導要綱第2条の施設とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物
 - (2) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する公園、目黒区立公園条例（昭和51年4月目黒区条例第22号）に規定する公園及び目黒区立児童遊園条例（昭和39年3月目黒区条例第27号）に規定する児童遊園、並びに、緑地及び広場等に類する施設
 - (3) 駐車場、グラウンド等の体育施設、墓地及びその他これらに類する施設
 - (4) 公が管理する道路
 - (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に基づく開発許可を要する区域内に設置する道路（前号の道路を除く。）
- 2 指導要綱第2条第1項第1号のその他公共的な団体とは、特別の法律に基づき国又は地方公共団体が設立し、若しくは出資した法人をいう。

(抑制対策量の特例)

第3条 雨水流出抑制施設設置の必要対策量は、指導要綱第4条の抑制対策量から別表の自然浸透量を控除したものとする。

2 指導要綱第2条第2項の施設の増改築及び排水系統に関する改修における雨水流出抑制施設設置の必要対策量は、次の各号に掲げる対象敷地面積から指導要綱第4条の抑制対策量を算出するものとする。

- (1) 施設の増改築は、新たな建築面積を建ぺい率で除して得た値を対策の対象敷地面積とする。
- (2) 排水系統に関する改修を行う施設は、新設等を行う管路の排水面積を対策の対象敷地面積とする。

(協議書等の様式)

第4条 指導要綱の施行に必要な総合治水事前協議書及び完了報告書の様式は、別記のとおりとする。

(雨水流出抑制施設計画書)

第5条 指導要綱第6条の規定により、設置者が提出する総合治水事前協議書には、雨水流出抑制施設計画書として次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 建築計画概要及び配置等の計画書
- (3) 排水施設の計画平面図・構造図
- (4) 雨水流出抑制施設の容量に関する計算書
- (5) 緑化計画図・緑化求積図
- (6) 工事工程表
- (7) ボーリングデータ（浸透施設の設置の場合）

(8) 放流ポンプの仕様書（ポンプ設置の場合）

2 区長は、雨水流出抑制施設計画書の補正を必要と認める場合には、設置者等に補正させることができる。

（事前協議等の適用除外）

第6条 指導要綱第6条第3項の指導要領で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 都市計画法第29条第1項第9号又は第10号の行為に係る施設
- (2) 建築基準法第85条に規定する仮設建築物
- (3) 第2条第1項第2号の施設
- (4) 第2条第1項第4号の施設

2 第2条第1項第1号の建築物を増改築する場合であって、建築基準法施行令（昭和25年政令第138号）第2条第1項第2号に規定する建築面積が増改築後に新たに増加しないと協議により確認できたときは、事前協議書及び計画書等の提出を要しない。

（排水計画協議事項）

第7条 設置者は、指導要綱第7条の規定に基づき、下水道管理者又は必要に応じて河川管理者と放流先及び受け入れ能力等について協議し、排水計画を作成するものとする。

（完了報告書）

第8条 指導要綱第8条の規定により、設置者が提出する完了報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 第5条第1項に係る竣工図書（同項第6号の工事工程表を除く。）
- (2) 工事竣工写真

（連絡調整等）

第9条 区長が設置する施設については、指導要綱第6条の事前協議書及び指導要綱第8条の完了報告書の添付書類等を協議により簡素化できる。ただし、公共施設に雨水流出抑制の設置が円滑に執行されるため、関係部課は必要に応じ、相互に連絡調整を図らなければならない。

付 則（平成3年3月30日目都計第558号）

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

付 則（平成9年6月30日目都計第140号）

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

付 則（平成12年3月24日目都計第447号）

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要領の適用の際、現に事前協議中の施設に関しては、なお従前の例による。

付 則（平成16年3月5日目都整第1015号）

- 1 この要領は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 この要領の改正後の第5条第3号の規定は、平成16年8月1日以降に建築基準法に基づく確認申請等が行われる同号に該当する施設について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成16年7月31日以前に都市計画法第32条の規定に基づく同意申

請が行われた前項の施設については、この要綱の改正後の第5条第3号の規定を適用しない。

付 則（平成20年3月31日目都整S第866号）

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領の適用の際、現に事前協議中の施設に関しては、なお従前の例による。

付 則（平成23年2月21日目都整第2109号）

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

	自然浸透量 (当該面積1平方メートルにつき)
植樹マス・緑地・芝地	1時間当たり 雨水50ミリメートル
踏み固められた緑地又はその他これ に類する歩行可能な中高木の緑地	1時間当たり 雨水10ミリメートル
透水性舗装等の浸透機能を有しない 裸地及びグラウンド	1時間当たり 雨水2ミリメートル

付 則（令和3年3月9日目都整第2302号）

この要領は、令和3年3月31日から施行する。